

電子申請の手順【宅地建物取引士の登録移転申請(石川県への転入)】

電子申請

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)

申請者

案内に従い、必要事項を入力、データを添付して申請してください。

申請先

現在登録されている都道府県(転出元)に申請してください。

※転出元がeMLITによる申請を受け付けていない場合は書面にて申請してください。

手数料納付(電子決済)

石川県電子申請システム(Graffer)

申請者

該当する手続を選択し、必要事項を入力して申請してください。

※この段階では手数料納付の申請のみです。

お支払いはまだできません。

※eMLITで申請した際に割り振られた文書番号(10桁の数字)を入力してください。

石川県

転出元からの連絡を受けてから、お支払い依頼メールをお送りします。

申請者

メールに記載の期限までにお支払いください。

申請・納付が完了

最終審査

資格登録(通知を郵送)